

平成28年度

事業計画書(案)

1	法人運営概要等	1~10
2	障害者支援施設 えべつ明友荘	12~22
3	生活介護事業所 ななかまど	23~26
4	生活介護事業所 なでしこ	27~31
5	共同生活援助事業所 グループホームフレンド	32~33
6	相談支援事業(一般・特定) 相談室 はいはい	34~35

社会福祉法人 えべつ幸誠会

1 運営概要

社会福祉法人えべつ幸誠会（以下「えべつ幸誠会」という。）は、法人認可を受けて今年度5年目を迎えることとなります。行政及び他社会福祉関係機関の方々のご支援・ご協力により円滑な運営が出来ていることに対し、改めて感謝とお礼を申し上げるところであります。

これまで、当法人を利用している利用者さんの重度化、高齢化対策として、施設設備の充実（手すりの設置など）や、幅広い利用者のニーズに応えるための新たな事業展開（グループホームの増設、就労支援事業所の開設に向けた準備等）にまい進して参りました。就労支援事業については、順調に準備が進み、本年4月1日のオープンに漕ぎ着けることができました。また、グループホーム事業に関しても大過なく経過しております。そして、当法人の重要な取り組みである「地域・社会貢献」「風通しの良い組織づくり」については、施設・事業所の地域、一般開放や、地域行事への積極的参画、第三者との協働等の取り組みが実を結び、地域、社会の皆様と法人がかかわる機会が格段に増え、更に浸透しつつあります。今後もこれを継続し、これらの取り組みを発信出来る法人を目指し、日々取り組んでいく事とします。

さて、残念ながら、施設等の職員による利用者への虐待のニュースが後を絶たない昨今ではありますが、当法人としては、人権侵害ゼロへの誓いの取り組みとして、「開かれた法人」の取り組みを実践しています。第三者委員の指導・監修のもと、施設特有の閉鎖性を打破し、保護者やボランティア、学生、地域住民等と協働し、明るく楽しい施設・事業所運営を実践し、成果をあげてきました。そして、最も基本である利用者さん個々の自己実現をサポートする「意思決定支援」、利用者さん個々のバリアフリーを目指す「合理的配慮」をあらゆる場面で実践し、引き続き、利用者さんの権利擁護を最重要課題と位置づけて、人権侵害ゼロへの誓いをあらためてお約束申し上げる次第でございます。

そこで28年度に向けての重点的な取り組みであります、

1点目は、今年オープンする多機能型事業所「就労継続B型事業所エール」を、相談支援部門「相談室はいはい」と合わせて法人の地域支援部門の中核とし、地域の障がい者のニーズに応えるべく、実績を積み、多機能事業所から単独事業所への昇格を目指します。

2点目は、法人の全通所事業所の自宅前送迎（ドアツードア）の実施です。これを行う事により、通所サービスをより利用しやすくなり、利用者ご本人及びご家族の満足度の向上を図ります。

3点目は、法人の地域、社会貢献です。施設の一般開放や地域行事への積極的参画、実習生、ボランティアの積極的受け入れ、知的障がい者福祉協会への協力等の取り組みをアピールし、地域、社会に愛され、頼られる法人を目指します。

4点目は、重度の障害をお持ちの方の受け入れ先の確保です。重度の障害のため、受け入れが難しいケースが年々増えております。そういった方々も当法人で受け入れられる職員体制と日課のプログラムを作っていきます。

5点目は、グループホームの待機者対応です。昨年からグループホームの待機者が増えてきています。そのためにグループホームの増設等を含め、検討していきたいと考えています。

えべつ幸誠会としては、社会福祉法人として引き続きコンプライアンス（法令順守）体制、ガバナンス（法人統治）の確立に努めた法人経営、事業運営に努めて参りたいと考えております。

2 運営理念

社会福祉法人としての社会的ミッション、責任を役職員全員が認識自覚し、法人経営上のコンプライアンス、ガバナンスの確立を図って行くことと、経営内容の透明性、客観性を確保するため積極的な情報公開に努めて行きます。

そして、利用者が施設等を介した集団生活の場において、一人ひとりがその人らしく尊厳に満ち足りた中で自己実現が追求できるように、施設等の環境整備は基より職員の資質向上に努めます。

このことにより、より高質なサービスを提供することで、利用者の期待に応えた満足度の高い事業運営の実現を図って参ります。

3 運営方針

- (1) 利用者個々のニーズ・能力に応じた適切なサービス提供を行ないます。
- (2) 利用者の生活の場として健全かつ、温かい環境整備に努めながら、創作・生産活動の機会を提供します。
- (3) 利用者の家族、関係機関等との密接な連携を図りながら、また、事業の透明性をはかるべく、広く情報の公開を行なっていきます。
- (4) 施設長を中心とした職員の相互協力により、円滑な運営に努めます。
- (5) 地域ニーズに対応した施設づくり及び相互協力を図ります。
- (6) 地域コミュニティの一員として、地域との協働、交流、貢献に努めます。
- (7) 法人役員及び職員を対象に研修等を行ない知識を深めます。

4 運営内容

- (1) 個別支援計画に基づき、利用者を一人の人間として大切に見守りながら、個々のニーズを理解把握することと、問題や課題を抽出しその改善のための具体的方策を検討して個別支援計画に反映させていきます。
- (2) 利用者の保有する能力、特性が十分に発揮できる環境を作り、主体性や自己決定を最大限尊重した支援を行います。
- (3) 施設・事業所の経営・運営面での内容を広く公開し、透明化に努めていきます。具体的には、HP、広報誌、パンフレット等で事業内容や支援内容等を広く周知することや、事業計画・報告、収支予算・決算等について事務所に備え付け、関係人等にいつでも閲覧可能な措置を講じる事とします。
- (4) 利用者の病気に由来する症状の変化や季節的変動による体調変化等に十分注意を払い、健康の管理、維持増進に努めて行きます。
更には、体を動かす事に重点を置き、日課に軽スポーツ、ウォーキングなどを取り入れながら体力づくりにも取り組みます。
- (5) 利用者、保護者等からの苦情に対し、適切かつ迅速な対応を行ないます。また、リスク管理、インシデント防止についても、会議、マニュアル等により職員共通の認識の下適切な対応を行います。
- (6) 利用者自身が、施設・事業所での生活において、“ここにいて良かった、ここにいて楽しいと”という満足感と充実感を得られるような快適な暮らしが出来る環境整備に努めます。

(7) 良き支援者である職員は、利用者との“心の通いあう関係”を築き、より高いサービス提供のため、自身のスキル、資質の向上を高める研修、研鑽の機会を用意し参加を促進します。具体的には、内部研修として、定期的に研修報告を内容とした職員研修会を開催し、また、外部研修としては、行政、社協等が開催する研修会に積極的に参加させ、プロとしての専門性の追求や意識の統一を図ります。

また、法人の役員に対しての研修等を行ない、法人の経営・運営面での見識を深めていく事とします。

(8) 健全な経営、運営内容を保持していくため、法人の「理事会」、「評議員会」を必要に応じ招集し開催する事とします。また、内部監査については、定期監査を4半期毎に年4回の実施を定例とし、その他必要に応じ随時実施する事と会計処理については、専門の会計事務所に委託し、適正を期する事とします。

(9) 地域における様々な行事等への参加、公園美化等の率先したボランティア活動や施設開放、行事への招待など地域との交流、貢献に努めます。

倫理綱領

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

前文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1.生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2.個人の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3.人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4.社会への参加

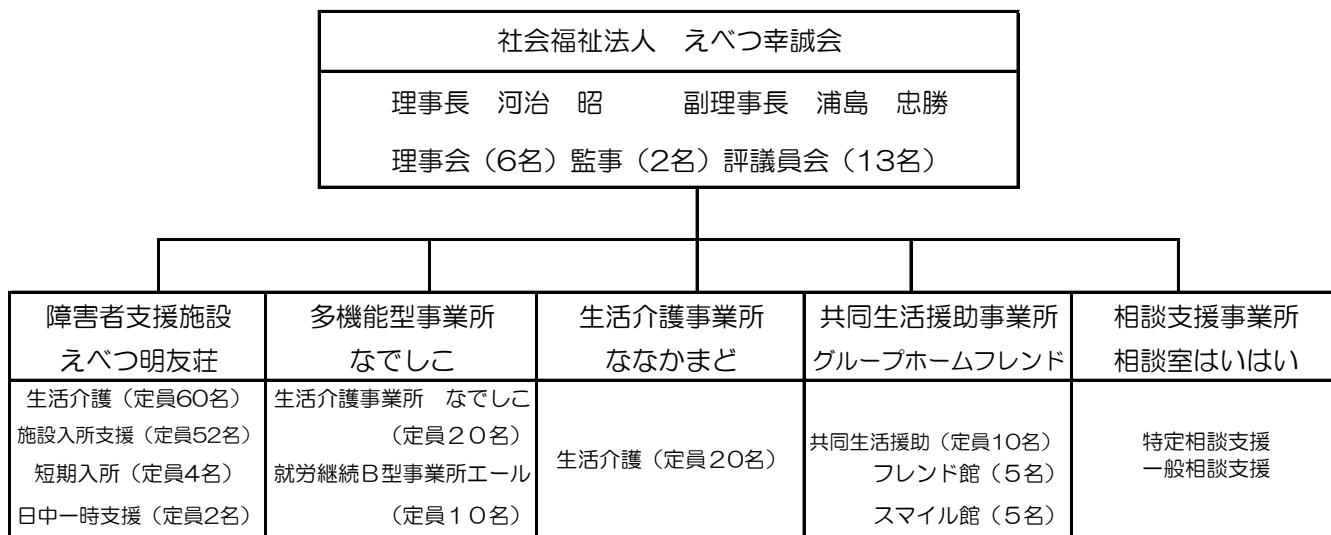
私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5.専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

5 平成28年度 法人組織の概要

平成28年度 えべつ幸誠会 法人組織図



平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会役員 ※平成28年4月1日現在

	氏 名	選出事由	社会福祉従事歴
理事長・評議員	河治 昭	地域福祉	江別市東光町自治会 会長他
副理事長・評議員	浦島 忠勝	地域福祉	江別市錦町自治会 会長他
理事・評議員	古川 淳子	地域福祉	江別市社会福祉協議会 評議員他
理事・評議員	佐藤 泉明	地域福祉	江別市社会福祉協議会 理事他
理事・評議員	那須 崇	施設職員	江別市障害者総合支援認定審査会委員他
理事・評議員	大瀧 孝	地域福祉	江別市野幌町旭自治会 会長他
評議員	小林 秀治	地域福祉	江別市江別太自治会 会長他
評議員	清水 基陽	司法書士	札幌地裁・簡易裁判所調停委員他
評議員	田原 久美子	地域福祉	江別更生保護女性会 会長他
評議員	三橋 満和子	地域福祉	民生児童委員他
評議員	内館 佳子	地域福祉	江別手をつなぐ育成会 理事他
評議員	小野 宣行	地域福祉	江別市あけぼの町自治会 会長他
評議員	原 利明	学識経験	北海道友愛福祉会役員他
監事	米田 正機	総務経理・財務諸表	新篠津福祉会役員他
監事	北口 彰	地域福祉・支援運営	江別市在宅福祉サービス公社理事他

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 会議、委員会等の業務及び構成員

名称	業務の内容	開催日	構成員
理事会	平成27年度事業報告、決算 平成28年度事業計画、補正予算、役員選任等	年に数回定例会の他、 必要に応じて臨時開催	理事
評議員会	平成27年度事業報告、決算 平成28年度事業計画、補正予算、役員選任等	年に数回定例会の他、 必要に応じて臨時開催	評議員
法人監事監査	法人の財産の状況や財務内容、経営状況や会計の執行 状況等についての監査を行う	年に数回実施	監事
入所判定会議	待機者リストに基づき、利用者の入所について検討	必要に応じて開催	事務局長 各部署責任者
幹部会議	各施設、事業所の実績報告、予定、提案等	毎月 ※必要に応じて臨時開催	理事長、事務局長 各部署責任者
法令遵守会議	各施設、事業所より事故、ヒヤリハット、苦情報告 行動支援計画報告、事故、苦情等に対する改善策の提案等	毎月 ※必要に応じて臨時開催	事務局長 各部署責任者
虐待防止委員会	各施設、事業所より、権利擁護の取り組みの実践報告。定期的な アンケート調査の実施、報告。それに対する改善策の検討等	必要に応じて開催	虐待防止委員
感染症対策委員会	感染症が発生した際に、2次感染や、感染症の蔓延を 防ぐため、対策を協議する。	必要に応じて開催	感染症対策委員
職員会議	上位会議からの伝達や、各施設、事業所からの支援 に関する情報の共有、討議、研修報告等	毎月	法人全職員
各部署支援会議	支援課各部署及び各事業所単位で利用者支援に関する 情報の共有や検討を行う	毎月	生活支援員 (看護師) (管理栄養士)
給食会議	給食業務全般に関する意見交換を行う	毎月	管理栄養士 職員・利用者
個別支援会議	個別支援計画の策定、見直しを行う	最長6か月毎	サービス管理責任者 生活支援員 利用者 保護者 看護師・栄養士
健康栄養会議	利用者の健康や衛生面に関する意見交換を行う	必要に応じて開催	看護師 管理栄養士 生活支援員
利用者自治会 会議	施設、事業所への利用者からの要望の集約や、旅行 や外出の行先やその内容の検討、行事の内容の検討 等	毎月	利用者 (生活支援員)
工賃評価会議	日中活動参加者や軽作業参加者の工賃評価	年に2～3回程度	管理者 生活支援員
日中活動チーフ 会議	日中活動に関する意見交換を行う	必要に応じて開催	日中活動責任者 各日中活動班責任者
広報誌会議	法人広報誌「フューチャー」の編集を行う	必要に応じて開催	広報誌担当職員
各係会議	各係の活動に関する意見交換を行う	必要に応じて開催	各係職員
法人全体行事 実行委員会	法人全体行事（スポーツ大会・一泊旅行・七夕盆踊り 幸誠フェスティバル・クリスマス会）に関 する企画、運営を行う	必要に応じて開催	実行委員
新事業 準備委員会	各事業状況の確認や、新たな事業を実施するための 企画・計画等を行う	必要に応じて開催	準備委員
第三者委員会	第三者委員が、法人の「法令遵守」及び「虐待防 止」が適正に機能しているか監査を行なう	年2回開催	第三者委員

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 苦情に関する相談窓口

施設・事業所名（電話番号）	苦情相談受付者職氏名	苦情解決責任者職氏名	第三者委員
えべつ明友荘（011-382-1777）	支援課長 佐藤 建栄	理事長 河治 昭	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
なでしこ（011-382-0550）	所長 木村 康夫	理事長 河治 昭	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
エール（011-376-0461）	所長 木村 康夫	理事長 河治 昭	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
ななかまど（011-382-2000）	所長 飯田 敬一	理事長 河治 昭	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
グループホーム（011-382-1777）	管理者 那須 崇	理事長 河治 昭	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
相談室（011-376-0630）	管理者 木村 康夫	理事長 河治 昭	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
※上記の他に、北海道福祉サービス運営適正化委員会（011-204-6310）へ直接連絡も可			

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 虐待に関する相談窓口

施設・事業所名（電話番号）	虐待防止委員 （受付窓口）	虐待防止委員長 （解決責任者）	第三者委員
えべつ明友荘（011-382-1777）	佐藤 建栄	那須 崇	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
なでしこ（011-382-0550）	木村 康夫	那須 崇	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
エール（011-376-0461）	木村 康夫	那須 崇	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
ななかまど（011-382-2000）	飯田 敬一	那須 崇	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
グループホーム（011-382-1777）	永森 優樹枝	那須 崇	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
相談室（011-376-0630）	木村 康夫	那須 崇	武田 正義（民生委員） 鷺尾奈緒子（保護者会）
※上記の他に、江別市障害福祉課（011-382-4141）石狩振興局（011-231-4111）へ直接連絡も可			

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 防災体制

施設・事業所名（電話番号）	自衛消防隊長	防火管理者	避難訓練実施予定月
えべつ明友荘（011-382-1777）	那須 崇	宇佐美 昌	5月・7月 9月・1月
なでしこ（011-382-0550）	木村 康夫	笠井 亮 （ふれあいワークセンター）	7月・9月・11月
エール（011-376-0461）	木村 康夫	谷江 吉之 （TFビル）	7月・9月・11月
ななかまど（011-382-2000）	飯田 敬一	宇佐美 昌	5月・7月・9月
グループホーム（011-382-1777）	永森 優樹枝	宇佐美 昌	5月・9月・1月

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 車両管理体制

	職氏名	職務内容
安全運転管理者	事務局長 宇佐美 昌	道路交通法に基づき、一定以上の台数の自家用自動車を保有する事業所において、運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行う。 (年一回の講習参加が義務付けられている。)

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 危険物管理体制

	職氏名(資格名)	職務内容
危険物保安監督者	総務課 伊藤 一騎 (丙種危険物取扱者)	えべつ明友荘における第4類危険物(灯油)の管理業務

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 業務管理体制

【障害者総合支援法第51条の2関係 事業者(法人)番号 B0100011030001217】

施設・事業所名(事業所番号)	法令遵守責任者	法令遵守担当者
えべつ明友荘(0111000675)	那須 崇	佐藤 建栄
なでしこ(0111000659)	那須 崇	木村 康夫
ななかまど(0111000642)	那須 崇	飯田 敬一
グループホーム(0121000665)	那須 崇	永森 優樹枝

【障害者総合支援法第51条の31関係 事業者(法人)番号 C0100011139001217】

事業所名(事業所番号)	法令遵守責任者	法令遵守担当者
相談室はいはい(0131000754)	木村 康夫	木村 康夫

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 嘱託医及び協力医療機関

	医療機関名	医師名	診療科目
嘱託医	片山内科胃腸科医院	片山 史司	内科
協力医療機関	江別こころのクリニック	今野 涉	精神神経科
協力医療機関	ほりい歯科医院	堀井 毅史	歯科
協力医療機関	江別皮膚科クリニック	久保 等	皮膚科

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会主催全体行事

開催日	行事名	内容	対象者
4月	健康診断	えべつ明友荘体育館にて、体位測定や視力聴力検査、内科検診、心電図検査、レントゲン検査などを行います。（担当病院～明日佳札幌健診センター）	法人利用者
6月	スポーツ大会	えべつ明友荘グラウンドにて、リレーや綱引きなどをして、紅白に分かれて得点を競います。	法人利用者 保護者
8月	七夕盆踊り	えべつ明友荘玄関前広場に盆踊りのやぐらを立て、利用者や職員は浴衣を着て、盆踊りをしたり、模擬店で食事をするなどして楽しく過ごします。	法人利用者
	一泊旅行	利用者の意見（利用者自治会等）をもとに、道内一泊旅行をします。今年は各事業所ごとに計画します。※昨年度実績～札幌市内などを見学し、北湯沢名水亭に宿泊しました。	法人利用者
9月	幸誠フェスティバル	えべつ明友荘玄関前広場に、特設ステージや模擬店を並べ、アトラクションやイベント、食事など、保護者や地域の方にも来ていただき、楽しんでもらいます。	法人利用者 保護者 地域、一般の方
11月	内科検診 インフルエンザ予防接種	えべつ明友荘体育館にて、内科検診を行います。また、希望者にはインフルエンザ予防接種を行います。（担当病院～明日佳札幌健診センター）	法人利用者
12月	クリスマス会	ホテル等の会場にて、食事や余興を楽しみながら、交流を深めます。	法人利用者 保護者
未定	法人全体研修	外部より講師を招いて、法人職員全員を対象とした研修を行います。また、内容によっては、保護者や地域の方、他施設の方等にご案内し、参加を募ります	職員

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 クラブ活動

月に2回、法人全体で、クラブ活動を行っています

クラブ活動名	活動内容
水泳クラブ	青年センタープールにて、江別日赤水上奉仕団の監修の下、水中運動を行います。
スポーツクラブ	江別市民体育館にて、ティーボールの練習を行います。
ダンスクラブ	よさこいの練習をしたり、エアロピクスの講師を招いて、ダンスの練習を行います。
カラオケクラブ	えべつ明友荘食堂にて、カラオケを行います。
スヌーズレンクラブ	ヒーリング体験をしてもらい、リラクゼーションを楽しみます。

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 地域参加行事

開催日	行事名	内容	対象者
7月	ふれあいスポーツレク	江別市社会福祉協議会が主催し、東野幌体育館にて、市内の障害者や一般の方と共に、リレーやミニゲーム、フォークダンスなどを楽しみます。	法人利用者 (希望者)
	ふれあい広場	江別市社会福祉協議会が主催し、江別市社協前広場にて、当法人のよさこいチーム「明遊神」が、大勢の観客の前で演舞します。また、模擬店に手芸等の作品を出展し、市内の各施設、事業所と協働します。	法人利用者 (希望者)
11月	赤い羽根共同募金 北のティーボール大会	札幌ドームにて、当法人のティーボールチームが参加し、全道の頂点を目指します。	法人利用者 (希望者)

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 地域・社会貢献活動

活動名	内 容
公園清掃	定期的に江別市内の公園の清掃、ゴミ拾いを行います。
花壇設置	なでしこ事業所前に花壇を置き、定期的に手入れを行い、市民の皆様に喜んでもらいます。
除雪ボランティア	江別市社会福祉協議会等の依頼を受け、市内のお年寄りのお宅の除雪を行います。
ハーフボランティア	江別市社会福祉協議会の依頼を受け、市内の小中学生のボランティアを受け入れます
施設開放	えべつ明友荘の体育館や会議室、カラオケ設備などを地域の方や保護者の方などに開放し、利用してもらいます。
近隣の農家のお手伝い	近隣の農家さんの農作業のお手伝いをします。
町内会活動等への積極的参画	施設、事業所の在籍する自治会、町内会活動等に積極的に参画し、コミュニティの一員として、地域に貢献します。
体験学習	養護学校等の生徒に、えべつ明友荘の日中活動や行事に参加してもらい、えべつ明友荘の利用者と共に、楽しく過ごしてもらいます。(夏休み期間中の3日間)
養護学校等の生徒の実習の受け入れ	将来、福祉サービス事業所の利用を希望している養護学校等の生徒を「実習」という形でサービスの利用を体験してもらいます。
学生現場実習生の受け入れ	将来、教員を目指す学生や、福祉職員を目指す学生の現場実習生を積極的に受け入れ、福祉に精通する人材の育成に貢献します。

平成28年度 社会福祉法人えべつ幸誠会 職員年間研修計画

※開催日は未定です。また、昨年度の実績をもとに作成していますので、研修内容が変更になる場合があります。

開催月	研修内容	主催	備考
4月	人権侵害ゼロへの誓い・知的障害のある方を支援する為の行動規範	内部研修	
4月	新任職員研修	内部研修	
5月	全道施設長セミナー	北海道知的障がい者福祉施設協会	
5月	福祉専門職のためのキャリアアップ研修(初任者コース)	北海道社会福祉協議会	
5月	新任職員マナー研修	北海道社会福祉協議会	
5月	医療知識	内部研修	
6月	虐待防止・苦情への対応	内部研修	
7月	日々の食事と食中毒予防	内部研修	
7月	支援員研修Ⅰ	北海道知的障がい者福祉施設協会	
7月	権利擁護指導者養成講座	北海道知的障がい者福祉施設協会	

7月	権利擁護セミナー	北海道知的障がい者福祉施設協会	
7月	北海道手をつなぐ育成会全道大会	北海道手をつなぐ育成会	
8月	スーパービジョン研修会	中央福祉学院	
8月	法人全体会議	内部研修	
8月	福祉専門職のためのキャリアアップ研修（中堅者コース）	北海道社会福祉協議会	
9月	新任職員研修	内部研修	
9月	福祉専門職のためのキャリアアップ研修（チームリーダーコース）	北海道社会福祉協議会	
5月～7月	他法人施設見学研修	内部研修	
9月	全国職員研究大会	日本知的障がい者福祉施設協会	
9月	メンタルヘルス研修	北海道社会福祉協議会	
9月	避難・消火訓練	江別市消防本部	
10月	グループホームスタッフ研修	北海道知的障がい者福祉施設協会	
10月	相談員研修	北海道社会福祉協議会	
10月	全道知的障害関係職員研修会	日本知的障がい者福祉施設協会	
10月	支援員研修Ⅱ	北海道知的障がい者福祉施設協会	
8～10月	経験年数に応じた研修	内部研修	
11月	感染症の予防と対応	内部研修	
11月	法人全体会議	内部研修	
11月	現任職員研修	道央知的障がい者福祉施設協会	
6・11月	車輛講習	内部研修	
11月	栄養士専門研修	北海道社会福祉協議会	
11月	看護師専門研修	北海道社会福祉協議会	
11月	全国日中活動支援部会職員研修会	日本知的障がい者福祉施設協会	
12月	専門研修サービス管理責任者	道央知的障がい者福祉施設協会	
12月	成年後見権利擁護セミナー	北海道社会福祉協議会	
1月	新任職員研修	道央知的障がい者福祉施設協会	
1月	全国日中活動支援部会職員研修会	日本知的障がい者福祉施設協会	
2月	自閉研メンバーによる研修	内部研修	
<p>※その他、サービス管理責任者研修及び相談支援従事者研修、福祉協会主催の研修、育成会主催の研修など、案内が届き次第、随時検討し、積極的に参加します。</p>			

平成28年度 障害者支援施設 えべつ明友荘 事業計画

事業名	定員
生活介護	60名
施設入所支援	52名
短期入所	4名
日中一時支援	2名

支援体制		
職名	配置人数	常勤換算後の人数
管理者（施設長）	1名	1名
サービス管理責任者	2名	1.6名
看護師	3名	2.1名
生活支援員	38名	35.9名

【生活介護・施設入所支援事業】

1 事業の目的

当法人の運営概要等に沿い「えべつ明友荘」は、障害者支援施設としての事業推進に努める事とします。常時介護を要する者に対して、主として入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行なうとともに、創作的活動、または生活能力向上のために必要な援助を行なうことを目的といたします。具体的には、日中の生活介護サービス、夜間は、施設入所支援サービスの提供を行ないます。

テレビのニュース等では残念ながら障害者への虐待は後を絶たず、今年より障害者虐待防止法が施行されることとなります。当施設でも他人事ではなく、今後も法令遵守で行っていくとともに、障がいを抱えている方への合理的配慮について、当施設でもより一層考え、取り組んでいく事とします。また現在取り組んでいる開かれた施設を目指す取り組みとして、施設内設備の開放や、ボランティア等の積極的な受け入れを引き続き行い、地域に発信できる施設づくりを目指していく事とします。

事業運営に当たっては、昨年、当施設の課題でもある利用者の高齢化対策として、各居室や玄関、廊下等に手擦りを設置しています。ただ今後も利用者の運動機能の低下を防ぐための運動支援や高齢化に伴う設備の充実等を検討し、利用者のニーズに合った実践を行っていきます。

また日中一時や短期入所を利用する方も年々増加しており、各ご家庭のニーズに合った対応するため、職員体制を見直していくとともに、支援する職員には様々な研修に参加してもらい、サービスの質の向上につなげていくこととします。

当法人のモットー、「利用者一人ひとりが、その人らしく」を念頭に置いた支援を常に心がけ、利用者一人ひとりが、幸せに過ごす事が出来るよう、全力で取り組んでいくとともに、合わせて利用者が安心して過ごせるよう、施設内外の清掃美化に努めていく事とします。

2 運営方針

- (1) この施設が実施する事業は、利用者が自立した日常生活、または社会生活を営む事が出来るよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ、または食事の介護、創作的活動、または生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 施設は、地域やご家庭との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- (4) 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。
- (5) 前4項の他、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容の他、関係法令を遵守し事業を実施いたします。

2 支援方針（入所）

- (1) 職員との生活やふれあいの中で、利用者個々が、円滑な人間関係を営むことが出来るよう、支援に努めます。
- (2) 利用者個々の性格や能力、特性を把握した上で、個々人に合った生活介護支援及び生産・創作活動等の実施に努めます。
- (3) 生活介護支援は、個別支援計画に基づき、基本的な生活習慣と社会生活習慣に視点を置き、利用者個々の生活技能を的確に把握し、そのレベルに応じた支援を行ないながら生活能力の向上を目指します。
- (4) 日中活動支援は、生活介護支援の中の一部と考え、利用者個々のニーズ、適性、作業能力等を勘案し、利用者個々が成長発達可能な活動班を編成し、利用者が生活面に生きがいやゆとりが持てるよう努めます。
- (5) 利用者がいろいろな経験、活動をする機会をつくり、IADL、QOLの向上を図ります。また、体力づくり等を取り入れ、健康増進を図ります。
- (6) 年間行事予定に沿って、いろいろな外出行事などを計画するとともに、利用者自治会を通じて利用者さんの意見、要望を反映した行事を工夫し、生活に変化と潤いを与え、豊かな生活を送れるよう努めます。
- (7) 利用者の楽しみである外出や余暇活動の充実を図り、利用者個々のニーズに合った対応を行います。
- (8) 地域のコミュニティの一員として、公園のゴミ拾いなどを積極的に行うとともに地域の方々にも当施設に来ていただき、一緒に行事などを楽しむ機会をつくり、地域の方々とのふれあいを大切にします。
- (9) 利用者の日中、夜間における安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。
- (10) 防災対策については、消防等関係機関の協力をいただき、防災計画に基づいた計画的な避難訓練、消火訓練の実施、参加などに努め万全を期して参ります。

支援方針（通所）

- (1) 職員との生活やふれあいの中で、利用者個々が、円滑な人間関係を営むことが出来るよう、支援に努めます。
- (2) 利用者個々の性格や能力、特性を把握した上で、個々人に合った生活介護支援及び生産・創作活動等の実施に努めます。
- (3) 生活介護支援は、個別支援計画に基づき、身辺処理の自立支援、集団生活における円滑な人間関係を維持していく為の支援、社会生活の基本的な生活スキル獲得の為の支援に視点を置き、保護者との連携を取りながら個別にその能力の向上を図ります。
- (4) 利用者がいろいろな経験、活動を通して、IADL、QOLの向上を図り、また、健康づくり等を取り入れ、体力の向上を図ります。
- (5) 年間行事予定で、いろいろな外出行事などを計画し、利用者の生活に変化と潤いを与え豊かな生活を送れるよう努めます。
- (6) 利用者が作業可能な簡易な請負作業を受注し従事して頂く事により、仕事をする事で得られる充実感、満足感の体験実感と、収入を得る喜びの提供に努めます。
- (7) 地域のコミュニティの一員として、公園のゴミ拾いなどを積極的に行い、地域の方々とのふれあいを大切にします。
- (8) 防災対策については、消防等関係機関の協力をいただき、防災計画に基づいた計画的な避難訓練、消火訓練の実施、参加などに努め万全を期して参ります。
- (9) 利用者の日中、夜間における安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、保護者と連携を取りながら必要な対応に努めます。

3 支援内容

(1) 介護給付費対象サービス

〈生活介護〉	
・営業日	原則、月曜日～金曜日（他は年間予定表に基づき営業します。）
・営業時間	8:00～18:00
・サービス提供日	各月の日数マイナス8日を目安としてサービス提供を行います。
・サービス提供時間	8:00～18:00

〈施設入所支援〉	
・営業日	各月の日数
・営業時間	18:00～（翌）8:00
・サービス提供日	各月の日数
・サービス提供時間	18:00～（翌）8:00
・その他	上記の日・時間以外にも、施設の定める年間計画に基づき、実施することがあります。

種 類	内 容
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	適切な方法により入浴をしていただき、または、清拭を行ないます。 入浴は、年間を通じて、原則3回／週 行ないます。
睡眠	原則、22:00頃から翌6:30頃までを睡眠時間といたします。
着替え	その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
洗濯	個別のニーズに合わせた環境を整備し、衣類の清潔保持に努めます。
清掃	毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
整容（歯磨き・洗面含む）	個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援いたします。
	寝具交換（シーツ、抱布、枕カバー等）は週1回以上行います。
移動	個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。
	自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援いたします。
	入所利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援いたします。
日中活動の支援	利用者本人の意向や適正を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。
余暇活動の支援	潤いのある質の高い生活を送ることができるような支援を行います。
健康管理	常時看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。
	緊急時必要により主治医、または地域医療機関等に責任をもって引き継ぎいたします。
	利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い等について努力いたします。（付き添い料がかかる場合があります）
相談及び援助	当施設は、利用者等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。
相談窓口	えべつ明友荘 支援課長 佐藤 建栄

(2) 介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食 事	利用者の嗜好調査や食事（メニュー）の希望を取りながら、可能な限り、利用者の意向に沿った食事を提供いたします。
	栄養士の立てる献立により、栄養のバランスと利用者さんの身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。
	<食事時間> 朝食 （7:30頃～8:30頃まで） 昼食 （12:00頃～13:00頃まで） 夕食 （18:00頃～19:00頃まで）
社会生活上の便宜	クラブ活動、その他日常生活を活発化するための余暇活動等を行います。
	利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人またはその保護者が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行もいたします。

(3) 利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者の希望により特別な食事を提供いたします。
その他	施設外での買い物の代行を行います。
	※利用者の選定によるサービスは、別途費用（実費）をいただきます。

(4) 日中活動支援

利用者の要望をもとに、それぞれの適性・能力等を勘案し、日中活動班のどれかに所属して、生産活動及び創作活動等を行ないます。

グループ名	活動内容
生産活動班	請負作業 パチスロ機解体、紙とビニールの分別作業、シール貼り箱の組立て等の軽作業等
	農作業 施設敷地内の畑の管理、農作物の栽培、収穫等
	地域活動 近隣の農家のお手伝い、公園清掃請負等
クリーンサービス班	施設内美化（清掃作業）、運動、軽作業訓練等
ウォーカーズ班	情緒の安定を図るための訓練活動（体育館の自由活動、体づくり）等

4 1日の生活の流れ

(1) 入所利用者

	月曜日～金曜日	土曜・日曜日、祝日
6:30	起床・洗面	起床・洗面
7:30	朝食・歯磨き	朝食・歯磨き
8:40	ラジオ体操	余暇時間
9:00	朝の集い	朝の集い
9:15	清掃	清掃
10:00	日中活動開始	余暇時間
11:30	午前活動終了	
12:00	昼食・歯磨き	昼食・歯磨き
↓	休憩・余暇時間	休憩・余暇時間
13:30	日中活動再開	余暇時間
15:30	午後活動終了	
15:45	入浴・余暇時間	入浴・余暇時間
18:00	夕食・歯磨き	夕食・歯磨き
↓	余暇時間	余暇時間
19:00	入浴・余暇活動	入浴・余暇活動
21:00	就寝準備	就寝準備
22:00	就寝	就寝

※入浴日 男性 火、木、土曜日 女性 月、水、金曜日

(2) 通所利用者

月曜日～金曜日	
時間	内容
8:10	送迎車出発
9:30	送迎車到着
9:35	うがい・手洗い
10:00	午前日中活動開始
11:30	午前日中活動終了
12:00	昼食・歯磨き
↓	休憩・余暇時間
13:30	午後日中活動開始
15:30	午後日中活動終了
↓	帰宅準備
15:30	送迎車出発

土曜日	
時間	内容
8:10	送迎車出発
9:30	送迎車到着
9:35	うがい・手洗い
10:00	午前余暇活動開始
11:30	午前余暇活動終了
11:40	帰宅準備
↓	送迎車出発（希望者のみ）
12:00	昼食・歯磨き
13:30	午後余暇活動開始
15:30	午後余暇活動終了
↓	帰宅準備
15:30	送迎車出発

1) 休所日 原則隔週土曜日、日曜日、祝日他

5 年間行事予定

(1) 入所利用者

月	行事内容
4	開所記念日 健康診断
5	保護者会総会 オカリナ演奏会 避難訓練
6	スポーツ大会
7	ふれあいスポーツレク 避難訓練
8	体験学習会 七夕盆踊り大会 一泊旅行
9	フェスティバル 避難・消火訓練
10	オカリナ演奏会
11	ティーボール大会 内科健診
12	クリスマス会 餅つき大会
1	新春カルタ大会 避難訓練 豆まき大会
2	オカリナ演奏会
3	ひな祭り

※エンジョイダンシング～年12回開催予定 ※誕生者外出～1～2ヵ月毎に開催

※時期は未定ですが、「日中活動班外出」と「お好み外出」を実施予定です

(2) 通所利用者

月	行事内容
4	開所記念日 健康診断 円山動物園外出
5	保護者会総会 オカリナ演奏会 避難訓練 公園散策 カラオケ外出
6	スポーツ大会
7	ふれあいスポーツレク 避難訓練 サクランボ狩り
8	体験学習会 七夕盆踊り大会 調理実習 一泊旅行
9	フェスティバル 避難・消火訓練 ぶどう狩り
10	オカリナ演奏会
11	ティーボール大会 内科健診 バイクンク外出
12	クリスマス会 餅つき大会 年末パーティ
1	新春カルタ大会 避難訓練 豆まき大会 カラオケ外出
2	オカリナ演奏会 調理実習
3	ひな祭り

※エンジョイダンシング～年12回開催予定 ※誕生者外出～1～2ヵ月毎に開催

※時期は未定ですが、「日中活動班外出」と「お好み外出」を実施予定です

6 健康管理

(1) 入所利用者

健康に影響する要因・問題を早期に発見するため、定期健診及び必要に応じ各種検査を行ない、利用者の健康状態を把握し、健康の維持・増進に努めます。

<年間予定>

月	内 容	月	内 容
4	健康診断（全員）	11	内科検診（全員）

- 1) 体重測定 1回/月
- 2) 11月～3月 検温などの実施
- 3) 健康栄養会議 毎月

(2) 通所利用者

常に保護者との連絡を密にしなが、健康管理に注意を払います。また、施設内にあつては事故防止に努めます。

7 通所方法

通所利用者送迎は、原則として法人の公用車で行います。また利用者・ご家族に送迎に関する希望調査を行い、自宅前送迎を希望される方は自宅前まで送迎します。

8 家族との協力連携

施設利用者の家族等とは、常に密接に連携を取りながら情報の交換、共有に努めるとともに、信頼関係の構築保持を図っていくこととします。

【短期入所事業】

1 事業方針

当法人の運営概要等に沿い、「えべつ明友荘」に於いて、短期入所事業を実施していく事とします。家族等の介護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を入所させ、利用者の身体、その他の状況に応じ適切な入浴、排せつ、食事等の支援を提供する事で、家族等が安心して他に専念出来る時間の確保が図れるサービスに努める事とします。

2 支援方針

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。
- (2) 利用者の尊厳保持を基本とした人権の擁護、虐待の防止等が確実に担保されるための必要な措置を講じることと、職員の知識、技能の習得のための研修等への参加を促進し資質の向上に努めます。
- (3) 利用者の安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、保護者と連携を取りながら必要な対応に努めます。

3 対象者

宿泊を希望する知的障がい者、児

4 支援内容

(1) 介護給付費対象サービス

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ・営業日及びサービス提供日 | 年間予定表に基づき営業し、サービス提供いたします。 |
| ・営業時間及びサービス提供時間 | 9:00～(翌)9:00 |

種 類	内 容
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	適切な方法により入浴をしていただき、または、清拭を行ないます。
	入浴は、年間を通じて、原則3回/週 行ないます。
睡眠	原則、22:00頃から翌6:30頃までを睡眠時間といたします。
着替え	その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
洗濯	個別のニーズに合わせた環境を整備し、衣類の清潔保持に努めます。
清掃	毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
整容（歯磨き・洗面含む）	個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援いたします。
移動	個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。
日中活動の支援	利用者本人の意向や適正を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。
余暇活動の支援	潤いのある質の高い生活を送ることができるような支援を行います。
健康管理	常時は、看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。
	緊急時必要により主治医、または地域医療機関等に責任をもって引き継ぎいたします。
	利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い等について努力いたします。（付き添い料がかかる場合があります）
相談及び援助	当施設は、利用者等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。
相談窓口	えべつ明友荘 支援課長 佐藤 建栄

（２）介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	管理栄養士の立てる献立により、栄養のバランスと利用者さんの身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。
	<食事時間> 朝食 （7:30頃～8:30頃まで） 昼食 （12:00頃～13:00頃まで） 夕食 （18:00頃～19:00頃まで）
社会生活上の便宜	クラブ活動、その他日常生活を活発化するための余暇活動等を行います。
	利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者、またはそのご家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行もいたします。

（３）利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者の希望により特別な食事を提供いたします。
その他	施設外での買い物の代行を行います。
	※利用者さんの選定によるサービスは、別途費用（実費）をいただきます。

(4) 日中活動支援

利用者個々の適性や能力等を勘案し、それぞれが日中活動班のどれかに所属して、生産・創作活動等を行ないます。

グループ名	活動内容
生産活動班	請負作業 パチスロ機解体、紙とビニールの分別作業、シール貼り箱の組立て等の軽作業等
	農作業 施設敷地内の畑の管理、農作物の栽培、収穫等
	地域活動 近隣の農家のお手伝い、公園清掃請負等
クリーンサービス班	施設内美化（清掃作業）、運動、軽作業訓練等
ウォーカーズ班	情緒の安定を図るための訓練活動（体育館の自由活動、体力づくり）等

(5) 短期入所サービスの提供は、生活支援員等が当たり、当該利用者の必要な介護及び日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行ないます。

(6) 食事に関しては、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに所定の時間にえべつ明友荘の食堂において食事を提供します。

(7) 短期入所サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き利用者の身体拘束を行なわない事とします。

(8) 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に配慮し、適切な相談対応に努めるとともに、必要な助言等を行ないます。

(9) 利用者の健康に注意するとともに、健康維持のため適切な措置を講じます。

(10) 短期入所期間中の生活の様子については、終了時家族等へその記録のコピーを渡すなど保護者へ情報を提供します。

【日中一時支援事業】

1 事業方針

当法人の運営概要等に沿い、「えべつ明友荘」に於いて、日中一時支援事業を実施して行く事とします。居宅において障害者等の介護を行う者が疾病や冠婚葬祭等により、一時的に居宅での障がい者等の介護が困難となった場合等に、障がい者等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労等の支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であるので、保護者が安心して利用できるように支援に努める事とします。

2 支援方針

(1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。

(2) 家庭との連携、保健、医療等の地域資源との協力、活用などに努め、提供する当該事業内容の評価を行い、改善に努めます。

(3) 利用者の尊厳保持を基本とした人権の擁護、虐待の防止等が確実に担保されるための必要な措置を講じることと、職員の知識、技能の習得のための研修等への参加を促進し資質の向上に努めます。

(4) 利用者の安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、保護者と連携を取りながら必要な対応に努めます。

3 対象者

日中一時支援を希望する知的障がい者、児

4 対象市町村

日中一時支援事業者の登録又は委託契約を行っている市町村

5 支援内容

(1) 日中一時支援事業対象サービス

・営業日及びサービス提供日	年間予定表に基づき営業し、サービス提供いたします。
・営業時間及びサービス提供時間	8：00～20：00頃迄

種 類	内 容
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	適切な方法により入浴をしていただき、または、清拭を行ないます。 入浴は、年間を通じて、原則3回/週 行ないます。
着替え	その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
洗濯	個別のニーズに合わせた環境を整備し、衣類の清潔保持に努めます。
清掃	毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
整容（歯磨き・洗面含む）	個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援いたします。
移動	個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。
日中活動の支援	利用者さん本人の意向や適正を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。
余暇活動の支援	潤いのある質の高い生活を送ることができるような支援を行います。
健康管理	緊急時必要により主治医、または地域医療機関等に責任をもって引き継ぎいたします。
相談及び援助	当施設は、利用者さん等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。
相談窓口	えべつ明友荘 支援課長 佐藤 建栄

(2) 日中一時支援事業費対象外サービス

種 類	内 容
食事	管理栄養士の立てる献立により、栄養のバランスと利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 <食事時間> 朝食 （7:30頃～8:30頃まで） 昼食 （12:00頃～13:00頃まで） 夕食 （18:00頃～19:00頃まで）
社会生活上の便宜	クラブ活動、その他日常生活を活発化するための余暇活動等を行います。

(3) 利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者の希望により特別な食事を提供いたします。
その他	施設外での買い物の代行を行います。 ※利用者の選定によるサービスは、別途費用（実費）をいただきます。

(4) 日中活動支援

利用者個々の適性や能力等を勘案し、それぞれが日中活動班のどれかに所属して、生産・創作活動等を行ないます。

グループ名	活動内容
生産活動班	請負作業 パチスロ機解体、紙とビニールの分別作業、シール貼り箱の組立て等の軽作業等
	農作業 施設敷地内の畑の管理、農作物の栽培、収穫等
	地域活動 近隣の農家のお手伝い、公園清掃請負等
クリーンサービス班	施設内美化（清掃作業）、運動、軽作業訓練等
ウォーカーズ班	情緒の安定を図るための訓練活動（体育館の自由活動、体力づくり）等

(5) 日中一時支援サービスの提供は、生活支援員等が当たり、当該利用者の必要な介護及び日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行ないます。

(6) 食事に関しては、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに所定の時間にえべつ明友荘の食堂において食事を提供します。

(7) 日中一時支援サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き利用者の身体拘束を行なわないこととします。

(8) 利用者の健康に注意するとともに、健康維持のため適切な措置を講じます。

(9) 日中一時支援期間中の生活の様子については、終了時保護者等へその記録のコピーを渡すなど保護者への情報を提供します。

平成28年度 生活介護事業所 ななかまど 事業計画

事業名	定員
生活介護	20名

支援体制		
職名	配置人数	常勤換算後の人数
管理者（所長）	1名	0.5名
サービス管理責任者	1名	0.5名
看護師	1名	0.1名
生活支援員	5名	5.0名

1 事業方針

当法人の運営概要等に沿い「ななかまど」は、生活介護事業所としての事業推進に努める事とします。

本年度の事業運営においては、昨年に引き続き「えべつ明友荘」との事業交流、連携を図る事と、「ななかまど」として、事業所の特色を前面に打ち出した独自の事業の展開を図っていく事とします。そのため、これまで実施してきた利用者の自主性、能力の向上を目指した適正な質・量の請負作業は継続して実施していきますが、今年度より新たに重度の障がいをお持ちの方の生活の場として、運動などを取り入れた日中活動も行い、個々の能力に合った生活の質の向上や運動機能の維持の為に必要な援助を行っていきます。また、地域との交流についても計画的にボランティアとして地域に出向き、地域貢献に努める事とします。

2 支援方針

- (1) 職員との生活やふれあいの中で、利用者個々が、円滑な人間関係を営むことが出来るよう、支援に努めます。
- (2) 利用者個々の性格や能力、特性を把握した上で、個々人に合った生活介護支援及び生産・創作活動等の実施に努めます。
- (3) 生活介護支援は、個別支援計画に基づき、身辺処理の自立支援、集団生活における円滑な人間関係を維持していく為の支援、社会生活の基本的な生活スキル獲得の為の支援に視点を置き、保護者との連携を取りながら個別にその能力の向上を図ります。
- (4) 利用者がいろいろな経験、活動を通して、IADL、QOLの向上を図り、また、体力づくり等を取り入れ、健康増進を図ります。
- (5) 年間行事予定で、いろいろな外出行事などを計画し、利用者の社会性や教養を高める事に努めます。
- (6) 外部から誰にでもできる簡単な請負作業を取り入れ、「仕事をする事」の体験をし、また報酬を得ることによって「仕事の意味」を感じることに努めます。
- (7) 請負作業による収入は、作業日数、取り組み姿勢、能力等を総合的に勘案し、利用者に工賃として支給します。
- (8) 地域のコミュニティの一員として、行事に対しては、地域行事等へ積極的に参加し、地域とのふれあいを大切にします。
- (9) 防災対策については、消防等関係機関の協力をいただき、防災計画に基づいた計画的な避難訓練、消火訓練の実施、参加などに努め万全を期して参ります。
- (10) 利用者の日中における安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、保護者と連携を取りながら必要な対応に努めます。

3 支援内容

(1) 介護給付費対象サービス

・営業日	原則、月曜日～金曜日（他は年間予定表に基づき営業します。）
・営業時間	8：00～17：00
・サービス提供日	各月の日数マイナス8日を目安としてサービス提供を行います。
・サービス提供時間	9：30～15：30

種 類	内 容
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着替え	その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
清掃	毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
整容（歯磨き・洗面含む）	個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援いたします。
移動	個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。
日中活動の支援	利用者本人の意向や適正を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者さんの心身の状況に応じて支援します。
余暇活動の支援	潤いのある質の高い生活を送ることができるような支援を行います。
健康管理	通所時間中、体調の急変や事故・ケガ等の緊急の場合、直ちにご家族、または後見人等にご連絡いたします。
相談及び援助	当施設は、利用者等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。
相談窓口	生活介護事業所ななかまど 所長 飯田敬一

(2) 介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	管理栄養士の立てる献立により、栄養のバランスと利用者さんの身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。また、利用者の希望があれば、ご自宅より食事の持参も可能です。その際は、ご持参いただいた食事が傷まないように、涼しい場所にて保管をいたします。
	<食事時間> 昼食（11:45頃～12:45頃まで）
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動、その他日常生活を活発化するための余暇活動等を行います。 ・利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについては、本人またはその後家族が行う事が困難である場合は、本人、またはご家族等の同意を得て代行もいたします。

4 主な年間行事予定

月	行 事 内 容
4	健康診断
5	保護者会総会 避難訓練 工場見学
6	スポーツ大会
7	果物狩り 避難訓練
8	流しそうめん 七夕・盆踊り大会 誕生会 保護者懇談会
9	フェスティバル 果物狩り 避難訓練
10	一泊旅行 公園散策
11	お好み外出
12	クリスマス会 調理実習（餅つき）
1	調理実習
2	ボウリング大会
3	誕生会

5 日課、休日

(1) 日 課

月曜日～金曜日

時 間	内 容
8:10	送迎車出発
9:30	送迎車到着
9:35	うがい・手洗い
9:40	午前日中活動開始
11:30	午前日中活動終了
11:45	昼食・歯磨き
↓	休憩・余暇時間
13:00	午後日中活動開始
15:00	午後日中活動終了
15:05	ティータイム
↓	帰宅準備
15:30	送迎車出発

土曜日

時 間	内 容
8:10	送迎車出発
9:30	送迎車到着
9:35	うがい・手洗い
9:40	午前日中活動開始
11:00	午前日中活動終了
11:05	ティータイム
11:30	送迎車出発（希望者のみ）
11:45	昼食・歯磨き
↓	休憩・余暇時間
13:00	午後日中活動開始
15:00	午後日中活動終了
↓	帰宅準備
15:30	送迎車出発

(2) 休 日

原則隔週土曜日、日曜日、祝日他

6 給食

えべつ明友荘で調理し運搬された昼食もしくは、ご自宅よりご持参いただいた食事を、なかまど食堂で食べます。

7 健康管理

常に保護者との連絡を密にしながら、健康管理に注意を払います。また、施設内にあっては事故防止に努めます。

8 通所方法

通所利用者送迎は、原則として法人の公用車で行います。また利用者・ご家族に送迎に関する希望調査を行い、自宅前送迎を希望される方は自宅前まで送迎します。

9 家族との協力連携

利用者の家族等とは、常に密接に連携を取りながら情報の交換、共有に努めるとともに信頼関係の構築保持を図っていく事とします。

平成28年度 多機能型事業所 なでしこ 事業計画

事業名	定員
多機能型事業所	計30名
生活介護事業所 なでしこ	20名
就労継続B型事業所 エール	10名

支援体制		
職名	配置人数	常勤換算後の人数
管理者（所長）	1名	0.5名
サービス管理責任者	1名	0.5名
看護師	1名	0.1名
生活支援員	5名	4.3名
職業指導員	1名	1名

1 事業方針

当法人の運営概要等に沿い「なでしこ」は、多機能型事業所としての事業推進に努める事とします。

「なでしこ」は今まで、生活介護のみの事業でしたが、今年度より多機能型事業所としてスタートをする事となりました。これまで事業運営していた「生活介護事業所 なでしこ」は今までと同じように利用者の自主性、能力を發揮させることが出来るような日中活動を提供するとともに、利用者の意見を聞きながら行事や余暇活動なども工夫して取り組んでいきます。また地域との交流についても市民の方や他事業所とのふれあいを大切に色々な地域行事などにも積極的に参加していく事します。

本年度より始める「就労継続B型事業所 エール」についても、個々の希望や利用者の障がい特性を理解し、適正な質・量の請負作業を受注して利用者に作業提供するとともに、その作業能力を伸ばし、就労に結びつける支援を行っていきます。そのために職場見学や情報の提供等を行い、働く事への高い目的意識を持って作業に取り組めるようにしていきます。

また多機能型事業所として、生活部門と就労部門のそれぞれに特色のある事業所作りを行ないながら、地域の新たな拠点として事業展開していきます。

2 支援方針

- (1) 職員との生活やふれあいの中で、利用者個々が、円滑な人間関係を営むことが出来るよう支援に努めます。
- (2) 利用者個々の性格や能力、特性を把握した上で、個々人に合った生活介護支援及び生産・創作活動等の実施に努めます。
- (3) 生活介護支援は、個別支援計画に基づき、身辺処理の自立支援、集団生活における円滑な人間関係を維持していく為の支援、社会生活の基本的な生活スキル獲得の為の支援に視点を置き、保護者との連帯家庭との連携を取りながら個別にその能力の向上を図ります。
- (4) 利用者がいろいろな経験、活動を通して、IADL、QOLの向上を図り、また、体力づくり等を取り入れ、健康増進を図ります。
- (5) 年間行事予定で、いろいろな外出行事などを計画し、利用者の社会性や教養を高める事に努めます。
- (6) 外部から誰にでもできる簡単な請負作業を取り入れ、「仕事をする事」の体験をし、また報酬を得ることによって「仕事の意味」を感じることに努めます。
- (7) 請負作業による収入は、作業日数、取り組み姿勢、能力等を総合的に勘案し、利用者に工賃として支給します。
- (8) 地域のコミュニティの一員として、行事に対しては、通所日以外であっても地域行事等へ積極的に参加し、地域との触れあいを大切にします。
- (9) 利用者の中における安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など、状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、保護者と連携を取りながら必要な対応に努めます。

3 支援内容

(1) 介護給付費対象サービス

・営業日	原則、月曜日～金曜日（他は年間予定表に基づき営業します。）
・営業時間	8：30～17：30
・サービス提供日	各月の日数マイナス8日を目安としてサービス提供を行います。
・サービス提供時間	9：00～16：00

【生活介護事業所 なでしこ】

種 類	内 容
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着替え	その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
清掃	毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
整容（歯磨き・洗面含む）	個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援いたします。
移動	個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。
日中活動の支援	利用者さん本人の意向や適正を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者さんの心身の状況に応じて支援します。
余暇活動の支援	潤いのある質の高い生活を送ることができるような支援を行います。
健康管理	通所時間中、体調の急変や事故・ケガ等の緊急の場合、直ちにご家族、または後見人等にご連絡いたします。
相談及び援助	当施設は、利用者さん等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。
相談窓口	多機能型事業所なでしこ 所長 木村康夫

【就労継続B型事業所 エール】

種 類	内 容
生活支援	利用者の状況に応じて生活技術・社会生活技術の向上を目指し、適切な助言等を行います。また身だしなみなど、適切な整容が行われるよう支援いたします。
清掃	毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
移動	個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。
日中活動の支援	利用者本人の意向や適正を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者さんの心身の状況に応じて支援します。
余暇活動の支援	潤いのある質の高い生活を送ることができるような支援を行います。（希望する方については、入浴ができるよう準備します）
健康管理	通所時間中、体調の急変や事故・ケガ等の緊急の場合、直ちにご家族、または後見人等にご連絡いたします。
相談及び援助	当施設は、利用者等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。
相談窓口	多機能型事業所なでしこ 所長 木村康夫

(2) 介護給付費対象外サービス

【生活介護事業所 なでしこ】

種 類	内 容
	江別市民会館レストランマキシド・ルパの給食を希望することができます。 <食事時間> 昼食 (12:00~13:00頃まで)
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動、その他日常生活を活発化するための余暇活動等を行います。 ・利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについては、本人またはその後家族が行う事が困難である場合は、本人、またはご家族等の同意を得て代行もいたします。

【就労継続B型事業所 エール】

種 類	内 容
食事	江別市民会館レストランマキシド・ルパの給食を希望することができる他、持参弁当やコンビニでの購入等、各自が選択できるようにします。 <食事時間> 昼食 (12:00~13:00頃まで)
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では、自立生活や就労に必要なスキル獲得のための職場研修一泊旅行等を企画いたします。 ・法人合同行事への参加は、全て任意となります。 ・利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについては、本人またはその後家族が行う事が困難である場合は、本人、またはご家族等の同意を得て代行もいたします。

4 主な年間行事予定

(生活介護事業所 なでしこ)

月	行 事 内 容
4	調理実習 健康診断 誕生会
5	保護者会総会 焼き肉外出
6	スポーツ大会 一泊旅行 誕生会
7	プロ野球招待 避難訓練
8	七夕盆踊り 誕生会 調理実習
9	フェスティバル 防災訓練 ぶどう狩り
10	調理実習 誕生会
11	ティボール大会 バイキング外出 避難訓練
12	クリスマス会 忘年会(誕生会)
1	新年会(誕生会) ボウリング外出
2	調理実習 ふれあい作品展 マキシド・ルパ食事会 誕生会
3	調理実習 温泉外出

※ウェルカムサロン～毎月開催

(就労継続B型事業所 エール)

月	行 事 内 容
4	健康診断
5	保護者会総会
6	スポーツ大会
7	避難訓練
8	七夕盆踊り
9	フェスティバル
10	研修旅行
11	避難訓練
12	クリスマス会
1	
2	
3	

5 日課、休日

(1) 日 課 (生活介護事業所 なでしこ)

月曜日～金曜日

時 間	内 容
8:30～9:00	通所時間
9:00～9:15	ラジオ体操・朝の会
9:15～10:15	日中活動
10:15～10:30	休憩
10:30～11:50	日中活動
11:50～12:50	昼食・休憩
12:50～14:15	日中活動
14:15～14:30	休憩
14:30～15:30	日中活動
15:30～15:45	清掃・帰りの会
15:45	帰宅・送迎車出発

土曜日

時 間	内 容
8:30～9:00	通所時間
9:00～9:10	朝の会
9:10～10:00	余暇活動
10:00～10:15	ティータイム
10:15～11:30	余暇活動
11:30～11:50	昼食準備
11:50～12:50	昼食・休憩
12:50～14:00	余暇活動
14:00～14:15	ティータイム
14:15～15:45	余暇活動
15:45	帰宅・送迎車出発

(就労継続B型事業所 エール)

月曜日～金曜日

時間	内容
8:30～9:00	通所時間
9:00～9:15	ラジオ体操・朝の会
9:15～10:15	日中活動
10:15～10:30	休憩
10:30～12:00	日中活動
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～14:15	日中活動
14:15～14:30	休憩
14:30～15:30	日中活動
15:30～15:45	清掃・帰りの会
15:45	帰宅・送迎車出発

土曜日

時間	内容
8:30～9:00	通所時間
9:00～9:10	朝の会
9:10～10:00	日中活動
10:00～10:15	ティータイム
10:30～12:00	日中活動
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～14:15	日中活動
14:15～14:30	休憩
14:30～15:30	ティータイム
14:15～15:45	日中活動
15:45	帰宅・送迎車出発

(2) 休日

原則第2・4土曜日 その他年間予定に基づく

6 給食

「生活介護事業所 なでしこ」は昼食は交流室・作業室でとります。

「就労継続B型事業所 エール」の昼食は2Fのリビング等で食べます。

7 健康管理

常に家庭との連絡を密にしなが、健康管理に注意を払います。また、事業所内にあつては事故防止に努めます。

8 通所方法

利用者・ご家族で送迎を希望する方については、自宅前送迎を行います。

9 家族との協力連携

事業所利用者の家族等とは、常に密接に連携を取りながら情報の交換、共有に努めるとともに、信頼関係の構築保持を図っていく事とします。

平成28年度 共同生活援助事業所 グループホームフレンド 事業計画書

事業名	定員
共同生活援助	10名

支援体制		
職名	配置人数	常勤換算後の人数
管理者（所長）	1名	1名
サービス管理責任者	1名	0.4名
看護師	1名	0.1名
世話人兼生活支援員	7名	3.7名

1 事業方針

当法人の運営概要等に沿い「グループホームフレンド」は、共同生活援助事業所としての事業推進に努める事とします。事業運営に当たっては、昨年より「フレンド館」の他、「スマイル館」が新しくスタートしていますが、概ね計画通り1年推移し、安定し落ち着いた運営となっている事から、今後も引き続きサービスの質的向上が図られるよう、サービス内容の点検評価を定期的に行い、改善に努めていく事とします。

2 支援方針

- (1) 利用者が地域において、共同して自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に配慮し、入浴、排泄、食事等の援助及び相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行っていく事とします。
- (2) 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他保健、医療、福祉等の関係機関との密接な協力連携を図りながら、提供する共同生活介護内容のモニタリング、評価を行い、利用者が就労と両立した快適な共同生活が送れるように努めます。
- (3) 利用者の尊厳保持を基本とした人権の擁護、虐待の防止等が確実に担保されるための必要な措置を講じることと、関係する職員の知識、技能の習得のための研修等への参加を促進し資質の向上に努めます。

3 対象者

知的障害者

4 支援内容

- ・営業日及びサービス提供日 年間予定表に基づき営業し、サービス提供いたします。
- ・営業時間及びサービス提供時間 9：00～(翌)9：00

種 類	内 容
排泄	1・2階、それぞれにトイレを設置し、排泄に関わる環境を整えながら、個々に応じた適切な介助及び排泄マナーが身に付くように支援いたします。
入浴	備え付けのユニットバスを使用し、定期的な入浴により、入浴の習慣化と清潔感を保つよう介助・支援を行います。
睡眠	原則、睡眠時間は22：00頃から6：30頃までといたします。
着替え	その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
洗濯	個別のニーズに合わせた環境を整備し、衣類の清潔保持に努めます。
清掃	毎日の清掃の中で衛生管理に努めます。

整容（歯磨き・洗面含む）	個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援いたします。 歯磨き・洗顔等については、日々の繰り返しの中で習慣化されるよう支援を行います。
移動	個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。
バックアップ施設	えべつ明友荘がバックアップ施設として対応いたします。
金銭管理	年金等の管理は、保護者会が行います。
余暇活動の支援	潤いのある質の高い生活を送ることができるような支援を行います。
健康管理	常時は、世話人兼生活支援員が疾病予防、健康管理に努めます。緊急時必要により主治医、または地域医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
相談及び援助	当施設は、利用者さん等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。
相談窓口	サービス管理責任者 永森 優樹枝

（２）介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食 事	栄養のバランスを考えながら利用者さんの身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
	<食事時間>
	朝食 （7:15頃～8:00頃まで）
	昼食 （12:00頃～13:00頃まで） 夕食 （18:00頃～19:00頃まで）
社会生活上の便宜	利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人、またはそのご家族等が行うことが困難である場合は、本人、またはご家族等の同意を得て代行いたします。

- (3) サービス管理責任者によって作成された共同生活介護計画等に基づいて、生活支援員が当該利用者に対し、入浴、排泄および、食事等の介護、その他の日常生活上の必要な支援を行います。
- (4) 世話人は、利用者に対して、食事、調理、洗濯および、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言及びその他の日常生活上の支援を行います。
- (5) 年間行事予定で、いろいろな外出行事などを計画し、利用者の社会性や教養を高める事に努めます。
- (6) 地域のコミュニティの一員として、地域行事等へ積極的に参加し、地域とのふれあいを大切にします。
- (7) 防災対策については、消防等関係機関の協力をいただき、防災計画に基づいた計画的な避難訓練、消火訓練の実施、参加などに努め万全を期して参ります。

平成28年度 相談室 はいはい 事業計画

事業名	定員
一般相談支援事業 (地域移行支援) (地域移行支援)	/
特定相談支援事業	

支援体制		
職名	配置人数	常勤換算後の人数
管理者（所長）	1名	1名
相談支援従事者	1名	1名

【一般相談支援事業】

1 事業方針

当法人の運営概要等に沿い、一般相談支援事業を実施していく事とします。利用者が、その有する能力及び特性に応じ、自己決定、自己実現が可能な自立した日常生活、社会生活が出来るよう相談援助活動を通じ必要な支援を行う事とします。そのために、利用者、保護者のニーズに沿った支援がスピードを持って提供出来るように、行政を初め保健、医療、福祉等の関係機関、団体と協力連携したネットワーク化に努め、実効性の高い事業展開を図る事とします。

2 支援方針

- (1) 利用者、保護者が必要とするサービスを、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう一般相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)に努めます。
- (2) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って提供される福祉サービスが、特定な種類、特定な事業者に偏重しないよう公正、中立に努めます。
- (3) 行政を初め、他の障がい福祉サービス事業者、保健、医療等の関係機関等との連携を密にし、提供する一般相談支援事業の評価を行いながら改善等に努めます。
- (4) 相談支援専門員の知識、技能の習得のための研修等への参加を促進します。

3 対象者

知的障がい者、児

4 支援内容

<ul style="list-style-type: none"> ・営業日及びサービス提供日 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) ・営業時間及びサービス提供時間 9:00～16:00

- (1) 一般相談支援を行うに当たっては、相談支援専門員が当該利用者の日常生活全般に関する相談内容を受付け、サービス利用計画の作成を行います。
- (2) 地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者及び家族の希望、障がいの状況既に提供をうけている指定障がい福祉サービス等その他の利用者が置かれている環境等の評価を行うとともに、当該評価を通じ利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- (3) 作成したサービス利用計画は、当該利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。そして、サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）をするため、継続的に利用者及びその家族や福祉サービス等の事業担当者と連絡を取りながら、少なくとも3ヶ月に1回の利用者との面接を行い、結果を記録します。
- (4) 当該利用者が、指定障がい者支援施設等への入所を希望する場合、その紹介やその他の便宜の提供を行います。また、指定障がい者支援施設等から退所しようとする利用者に対しては、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

【特定相談支援事業】

1 事業方針

当法人の運営概要等に沿い、一般相談支援事業を実施していく事とします。利用者が、その有する能力及び特性に応じ、自己決定、自己実現が可能な自立した日常生活、社会生活が出来るよう相談援助活動を通じ必要な支援を行う事とします。そのために、利用者、保護者のニーズに沿った支援がスピードを持って提供出来るように、行政を初め保健、医療、福祉等の関係機関、団体と協力連携したネットワーク化に努め、実効性の高い事業展開を図る事とします。

2 支援方針

- (1) 利用者、保護者が必要とするサービスを、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、特定相談支援(計画相談支援)に努めます。
- (2) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って提供される福祉サービスが、特定な種類、特定な事業者に偏重しないよう公正、中立に努めます。
- (3) 行政を初め、他の障がい福祉サービス事業者、保健、医療等の関係機関等との連携を密にし、提供する特定相談支援事業の評価を行いながら改善等に努めます。
- (4) 相談支援専門員の知識、技能の習得のための研修等への参加を促進します。

3 対象者

知的障害者・精神障害者・身体障害者

4 支援内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・営業日及びサービス提供日 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)・営業時間及びサービス提供時間 9:00～16:00 |
|--|

- (1) 特定相談支援を行うに当たっては、相談支援専門員が当該利用者の日常生活全般に関する相談内容を受付け、サービス等利用計画(計画相談)の作成を行います。
- (2) サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者及び家族の希望、障がいの状況既に提供をうけている指定障がい福祉サービス等その他の利用者が置かれている環境等の評価を行うとともに、当該評価を通じ利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- (3) 作成したサービス等利用計画は、当該利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。そして、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング)をするため継続的に利用者及びその家族や福祉サービス等の事業担当者と連絡を取りながら、利用者のニーズに応じて面接を行い、結果を記録します。
- (4) 当該利用者が、指定障がい者支援施設等への入所を希望する場合、その紹介やその他の便宜の提供を行います。